

宝塚市制70周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市（以下「市」という。）が令和6年（2024年）4月1日に市制施行70周年を迎えることを記念し、市全体で市制70周年を祝う機運を高めることを目的として実施する記念事業等に、宝塚市制70周年記念ロゴマーク及び冠名称（以下「ロゴマーク等」という。）を使用してポスター、チラシ等の広告宣伝物（以下「広告宣伝物」という。）又はノベルティグッズ等の物品（以下「物品」という。）を作成する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等の種類)

第2条 ロゴマーク等は次の各号に掲げる事項のとおりとする。

(1) ロゴマーク

別図1、別図2、別図3及び別図4のとおり

(2) 冠名称

ア 宝塚歌劇110周年、宝塚市制70周年、手塚治虫記念館30周年

イ 宝塚市制70周年、手塚治虫記念館30周年

2 原則として、使用の際は別図5から別図8までのとおりに配置するものとする。ただし、広告宣伝物を作成する場合で、ロゴマークと同じ印刷面に冠名称に準ずる表現がある場合は、この限りでない。

(著作権)

第3条 ロゴマークの著作権は、株式会社手塚プロダクションに属する。

(ロゴマーク等の使用)

第4条 ロゴマーク等は、市が主催又は共催する宝塚市制70周年記念事業及び市が冠付け事業として認定した事業において使用することができるものとする。

2 前項に規定する事業以外で使用するときは、あらかじめ企画政策課と協議し、使用の可否を決定するものとする。

3 ロゴマークは市ホームページやSNSに掲載するが、複写等を行うことはできない。

4 使用期間については、別図1、別図2、別図4、別図7及び別図8は令和5年（2023年）12月1日から令和7年（2025年）3月31日まで、別図3、別図5及び別図6については令和6年（2024年）1月1日から令和6年（2024年）12月31日までとする。

(物品)

第5条 物品は、市のみが作成することができるものとする。

(使用承認の申請)

第6条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ**ロゴマーク等使用申請書（様式第1号）**に必要な書類を添付して市長に提出（申請者が市担当課の場合は所定の申請フォームから申請）し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (2) その他、市長が適当と認めたとき。

（使用承認）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、ロゴマーク等の使用を承認しないものとする。

- (1) 市の品位又はイメージを傷つけ、正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないとき又は使用しない恐れのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (5) ロゴマークを使用した物品を販売するとき。
- (6) その他、市長がロゴマーク等の使用について不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、**ロゴマーク等使用承認（不承認）通知書（様式第2号）**により申請者に通知するものとする。ただし、申請者が市担当課の場合は庁内メールで通知する。

3 市長は、ロゴマーク等の使用を承認する場合、必要に応じて条件を付すことができる。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用料は、原則として無料とする。ただし、市が物品を作成する場合には、別途、株式会社手塚プロダクションに著作権使用料の支払いと成果物5点の提供が必要となることに留意すること。

2 前項に規定する著作権使用料は、物品を作成しようとする市担当課において負担するものとする。

（使用上の遵守事項）

第9条 第7条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、広告宣伝物又は物品のデザイン・レイアウトを作成のうえ市に提出し、株式会社手塚プロダクションの監修を受けること。ただし、第6条第1号に該当するときは、この限りでない。
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。

- (4) 定められた色、形等を正しく使用し、変形、透過等の加工はしないこと。
- (5) 原則として、大きさは直径30mm以上とし、縦・横の比率を変えずに使用すること。
ただし、大きさの直径が30mm未満となる場合は、当該ロゴマーク付近に視認できる大きさに「©Tezuka Productions」の表記を行うこと。
- (6) 市が物品を作成する場合についても、原則として、別図5、別図6、別図7及び別図8のいずれかのロゴマークを使用すること。

(暴力団排除条項)

第10条 使用者は次の各号に掲げる事項のいずれかに該当してはならない。

- (1) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団又は条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 条例第2条第4号に規定する関係機関等

(承認内容の変更申請)

第11条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、**ロゴマーク等使用変更申請書（様式第3号）**を市長に提出（使用者が市担当課の場合は所定の申請フォームから変更申請）し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する承認は、**ロゴマーク等使用承認（不承認）通知書（様式第4号）**をもって行う。ただし、使用者が市担当課の場合は庁内メールで通知する。
- 3 変更申請の承認後についても、第9条及び前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第12条 市長は、ロゴマーク等の使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマーク等の使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項に規定する承認の取消しは、**ロゴマーク等使用承認取消書（様式第5号）**をもって行う。ただし、使用者が市担当課の場合は庁内メールで通知する。

(責任の制限)

第13条 前条の規定により、ロゴマーク等の使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 使用者が、ロゴマーク等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、市長は、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わない。

(使用報告)

第14条 使用者は、ロゴマーク等の使用が承認又は変更承認された広告宣伝物及び物品の完成品については、事業終了後30日以内に**ロゴマーク等使用報告書（様式第6号）**を市

長に提出（使用者が市担当課の場合は所定の申請フォームから報告）しなければならない。

（庶務）

第15条 ロゴマーク等の取扱いに係る庶務については、企画政策課が行う。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）12月20日から施行し、令和7年（2025年）3月31日をもって廃止する。

別図1 (第2条関係)



別図2 (第2条関係)



別図3（第2条関係）

宝塚歌劇 **110** 周年
宝塚市制 **70** 周年
手塚治虫記念館 **30** 周年

別図4（第2条関係）

宝塚市制 **70** 周年
手塚治虫記念館 **30** 周年

別図5 (第2条関係)



宝塚歌劇 **110** 周年
宝塚市制 **70** 周年
手塚治虫記念館 **30** 周年

別図6 (第2条関係)



宝塚歌劇 **110** 周年
宝塚市制 **70** 周年
手塚治虫記念館 **30** 周年

別図7 (第2条関係)



宝塚市制 **70** 周年
手塚治虫記念館 **30** 周年

別図8 (第2条関係)



宝塚市制 **70** 周年
手塚治虫記念館 **30** 周年

令和 年（ 年） 月 日

宝塚市長 様

団体名 _____

代表者氏名 _____

宝塚市制70周年記念ロゴマーク等使用申請書

宝塚市制70周年記念ロゴマーク等を使用したいので、宝塚市制70周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	住所	〒 _____
	電話番号	_____
	メールアドレス	_____
	氏名・団体名等 (代表者氏名)	_____
申請内容	事業の名称	_____
	事業予定期間 (使用予定期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	事業概要	_____
	使用内容等	<input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> プログラム <input type="checkbox"/> WEB <input type="checkbox"/> その他 (_____) 制作部数： _____ 部
備考	_____	

※申請時点で使用内容をイメージできるものがあれば添付（データ又は紙）してください。

令和 年（ 年） 月 日

様

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市制70周年記念ロゴマーク等使用承認（不承認）通知書

令和 年（ 年） 月 日付で使用申請のあった下記の事業について、宝塚市制70周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

事業の名称	
申請内容等	使用申請書記載のとおり
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
不承認の理由	
条件等	(1) ロゴマーク等の使用に当たっては、宝塚市制70周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要綱の規定を遵守すること。 (2) ロゴマーク等を使用して制作する広告宣伝物の費用は、申請者が負担すること。 (3) ロゴマーク等の使用によって申請者が第三者に対して損害又は損失を与えた場合、市は、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わないこと。 (4) ロゴマーク等を使用変更する場合は、速やかに所定の手続きを行うこと。 (5) 事業終了後30日以内に使用報告を行うこと。

様式第4号（第11条関係）

令和 年（ 年） 月 日

様

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市制70周年記念ロゴマーク等使用変更承認（不承認）通知書

令和 年（ 年） 月 日付で使用変更申請のあった下記の事業について、宝塚市制70周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要綱第11条第2項の規程により通知します。

記

事業の名称	
申請内容等	使用変更申請書記載のとおり
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
不承認の理由	
備考	

様式第5号（第12条関係）

令和 年（ 年） 月 日

様

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市制70周年記念ロゴマーク等使用承認取消書

宝塚市制70周年記念ロゴマーク等の使用を承認した下記の事業について、宝塚市制70周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要綱第12条第2項の規程により、使用承認の取消しを通知します。

記

事業の名称	
使用承認取消理由	
備考	

令和 年（ 年） 月 日

宝塚市長 様

団体名 _____

代表者氏名 _____

宝塚市制70周年記念ロゴマーク等使用報告書

宝塚市制70周年記念ロゴマーク等の使用承認を受けた事業が終了したので、宝塚市制70周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要綱第14条の規程により、下記のとおり報告します。

記

報告者	住所	〒 _____
	電話番号	_____
	メールアドレス	_____
	氏名・団体名等 (代表者氏名)	_____
報告内容	事業の名称	_____
	事業期間 (使用期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	事業概要	_____
	使用内容等	・ポスター ・チラシ ・プログラム ・WEB ・その他 () 制作部数： _____ 部
	ロゴマーク使用 広告宣伝物・物品	別添のとおり
備考	_____	

【添付資料】

- ・ロゴマークを使用して制作した広告宣伝物・物品のデータ（紙媒体を提出する場合は6部）